医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の

災害への備え（中河内二次医療圏域）

平成２９年３月作成

**◆市町村の３つの取組**

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者※名簿）の作成を市町村長に義務付けること等が規定されました。

この改正も踏まえ、市町村においては、地域における自助・共助を基本としながら実効性ある避難支援等の取組みを進めています。

※　避難行動要支援者とは、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者を言います。避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、各市町村の地域防災計画で定めることとなっています。

**１．「」の活用**

障がい者や高齢者などの避難行動要支援者が災害時に迅速かつ適切な支援を受けられるよう、要支援者ご本人の同意をもとに、平常時から名簿情報を地域の支援者（民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等）に提供する体制の整備を進めています。

　なお、現に災害が発生するなど、特に必要があるときは、市町村長は同意の有無に関わらず、名簿情報を提供することができることとなっています。

**２．「」の作成**

　災害時の避難支援を実効性のあるものとするためのさらなる取組みとして、避難行動要支援者ごとに、避難時の配慮事項や緊急時の連絡先等必要な情報をまとめた個別避難計画※を作成することが望ましいとされています。

　各市町村では現在、その作成に向けた取り組みを進めています。**要配慮者の方と地域の皆さまの**ご理解とご協力をお願いいたします。

　※　市町村によって名称や範囲が異なります。

**３．「」の整備**

体育館など、一般の「避難所」の整備のほか、ホームや宿泊施設など、要配慮者の支援に必要な設備・人材が整った「福祉避難所」の設置を各地で進めています。福祉避難所は、要配慮者の方や、その支援者が利用するために災害時に必要に応じて市町村が設置します。

**◆日頃からできること**

**災害はある日突然やってきます。緊急時に備え、医療機関等連絡先、投薬内容や医療機器の情報等を本人・家族・支援者等と共有しておきましょう。**

ご家族や支援者と話し合い、食料水・飲料・生活必需品などの備蓄の他、在宅酸素などの医療機器は電池やバッテリーで使用できるか確認し、可能な場合使用できる時間の目安に応じて電池やバッテリーは多めに準備しておきましょう。

また薬やアンビューバック等、避難時に必要な持ち物の確認、緊急時の連絡先の確認や普段服薬している薬のことが記載されたお薬手帳のコピーなどをあらかじめ準備しておきましょう。

|  |
| --- |
| ○災害に備えて用意しておくもの等は、別添の「家庭での備蓄・非常時の持ち出し」「非常持ち出し品リスト例」、「備蓄品リスト例」（大阪府危機管理室作成）をご参考下さい。○医療的ケアが必要な方の備えについては、「災害対応の手引き」（大阪府保健師長会作成「大規模災害時の保健師の活動マニュアル」より抜粋）もご活用下さい。 |

**◆各市町村の防災関係の問い合わせ先**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 担当部署 | 電話番号 | HP |
| 東大阪市役所 | 危機管理室 | 06-4309-3130 | http://www.city.higashiosaka.lg.jp/soshiki/33-1-0-0-0\_13.html |
| 八尾市役所 | 危機管理課 | 072-924-9870 | http://www.city.yao.osaka.jp/soshiki/33-0-0-0-0\_1.html |
| 柏原市役所 | 総務部危機管理課 | 072-972-1529 | http://www.city.kashiwara.osaka.jp/soshiki/kikikanri/ |

◆防災・減災について詳しくは・・・

大阪府　防災・減災ポータルサイト

http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/bousaiportal\_hp/index.html